明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（財務・農林水産・経済産業八）　一

〔官庁報告〕
官庁事項
株式会社商工組合中央金庫の危機対応準備金及び特別準備金について（財務省・経済産業省）　八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

告示

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十九年財務省・農林水産省・経済産業省告示第五号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十九年八月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治
経済産業大臣　世耕　弘成

目次

第一章　対象事業及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案（第九条―第十三条）
第四章　災害等に係る事案（第十四条―第十八条）
第五章　雑則（第十九条―第二十一条）

第一章　対象事業及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する平成二十八年熊本地震による災害に関する特別相談窓口に係る事案（以下「平成二十八年熊本地震による災害に関する事案」という。）

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口

ロ　平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害及び平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に関する特別相談窓口

四　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置するデフレ脱却等特別相談窓口に係る事案

（実施期間）

第二条　法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、平成三十年三月三十一日までとする。